

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	砂防等事業（通常砂防事業）					
地区名	おおちせがわだい10しせん 大千瀬川第10支川					
事業箇所	きたしたらくんとうえいちょうおおあざふりくさ 北設楽郡東栄町大字振草					
事業のあらまし	大千瀬川第10支川は北設楽郡東栄町に位置し、保全対象として迂回路のない避難路である町道落石今水線、要配慮者利用施設及び人家4戸を抱える土石流危険渓流である。 土石流の危険性の高い渓流であり、人命などを守るため、2011年度より砂防堰堤工の整備に着手し、2017年度に完了した。					
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ・町道落石今水線（迂回路のない避難路）、要配慮者利用施設及び人家4戸を土石流から保全する。 <b>【副次目標】</b> ・なし					
事業費	事業費		内訳			
	3.8億円		■工事費 3.6億、■委託費 0.1億円、■用補償 0.1億円			
事業期間	採択年度	2011年度	着工年度	2012年度	完成年度	2017年度
事業内容	砂防堰堤工 1基					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> 主要目標に掲げた保全対象を土石流から保全するため設置した砂防堰堤は、土石流を補足する機能を有している。現在、砂防堰堤は健全な状態を保っており、土石流に対する必要な機能を有している。 <b>【達成状況に対する評価】</b> 砂防堰堤工の整備が完了し、設置した施設に土石流対策効果が期待できるため、事業目標を達成している。				
	2) 副次目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> 該当なし <b>【達成状況に対する評価】</b> 該当なし				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標を達成しており、事業の有効性が認められるため、今後の事後評価は不要である。					
改善措置の必要性	事業目標を達成しており、改善措置の必要はない。					
同種事業に反映すべき事項	本事業は、標準的な事業計画、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					